

## 所有権の保存の登記 H06-16-2 &lt;&lt;#327&gt;&gt;

【問】正誤をつけよ。

土地の表題部にAが所有者として記載されている場合に、Bがその土地を買い受けたときは、Bは、売買契約書を申請書に添付すれば、直接B名義の所有権保存の登記を申請することができる。

表題部所有者 A

↓  
 所有権保存①A ⇒ 所有権移転①B

【答え】誤り

## 《ポイント》 所有権の保存の登記

- 1 所有権の保存の登記は、次に掲げる者以外の者は、申請することができない。
  - 一 表題部所有者又はその相続人その他の一般承継人
  - 二 所有権を有することが確定判決によって確認された者
  - 三 収用によって所有権を取得した者

2 区分建物にあっては、表題部所有者から所有権を取得した者も、所有権の保存の登記を申請することができる。（不登法 74 条参照）

&lt;区分建物&gt;

表題部所有者 A → 所有権保存①B